律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

A×0.0105＋B×（0.0105－C×0.75）＋D×（0.0105－E×0.75）＋F×（0.0105－G×0.75）＋H×（0.0105－I×0.75）＋J×（0.0105－K×0.75）＋L×0.0105×β＋M×0.007875×β＋N×0.00525×β＋O×（0.0105－P×0.75）×β＋Q×（0.0105－R×0.75）×β＋S×（0.0105－T×0.75）×β＋U×（0.0105－V×0.75）×γ＋W×（0.0105－X×0.75）×γ＋Y×（0.0105－Z×0.75）×γ

算式の符号

A　課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額。ただし、地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるものを除く。

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつてはその適用の初年度分に係るものに限る。

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

D　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の６の規定の適用を受けるもののうち、同条第１号の措置に係るもの及び同条第２号の措置に係るものであつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

E　当該市町村がDに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条、特定農山村法第16条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

F　算式の符号中Dに同じ。この場合において、同符号中「第二年度分」とあるのは「第三

律第百十八号。以下この条において「水特法」という。）第十三条の規定を含む。）及び法第十四条の二の規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

二　課税免除等の特例規定によつて市町村の基準財政収入額から控除する額は、課税免除等の特例規定の適用を受ける課税標準額を、土地に係るもの、家屋に係るもの及び第三十二条第四項各号に定める区分ごとの償却資産に係るものに区分し、当該区分ごとに次の算式によつて算定した額を合算した額とする。

算式

A×0.0105＋B×（0.0105－C×0.75）＋D×（0.0105－E×0.75）＋F×（0.0105－G×0.75）＋H×（0.0105－I×0.75）＋J×（0.0105－K×0.75）＋L×（0.0105－M×0.75）×β＋N×（0.0105－O×0.75）×β＋P×（0.0105－Q×0.75）×β＋R×（0.0105－S×0.75）×γ＋T×（0.0105－U×0.75）×γ＋V×（0.0105－W×0.75）×γ

算式の符号

A　課税免除等の特例規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額

B　課税免除等の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもの及び同項第２号に掲げる事業であつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）。ただし、不均一課税の特例規定の適用を受けるものに係るものにあつてはその適用の初年度分に係るものに限る。

C　当該市町村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２、中部圏法第８条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とする。

D　不均一課税の特例規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（地域再生法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもの及び同項第２号に掲げる事業であつて、平成29年４月１日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものを除く。）のうちその適用の第二年度分に係るもの

E　当該市町村がDに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、近畿圏法第47条、首都圏法第33条の２及び中部圏法第８条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0105に満たないときは0.0105とし、関西学研法第11条、山村振興法第14条、特定農山村法第16条及び水特法第13条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.007に満たないときは0.007とし、半島振興法第17条、リゾート法第９条、多極法第14条、地方拠点法第12条、ベイエリア法第14条及び原発等立地地域振興法第10条の規定の適用に係るものにあつては当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

F　算式の符号中Dに同じ。この場合において、同符号中「第二年度分」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

G　算式の符号中Eに同じ。この場合において、同符号中「D」とあるのは「F」と、